

宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

宿泊分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

宿泊分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

宿泊分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、業務効率化に資する設備導入、女性・高齢者・若者等の就業促進に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

宿泊分野では、マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上を促すとともに、スマートチェックイン、清掃ロボット、配膳ロボット等の業務効率化に資する設備導入に取り組んでおり、さらに業界団体においてその省人化効果を周知することで、取組の促進を図っている。

（国内人材確保のための取組）

宿泊分野では、賃上げのほか、就業者の就労環境整備に関する周知セミナーを開催し、優良事例を全国へ展開することにより、長時間労働の是正やフレキシブルな労働時間の導入の促進を図っている。また、就職説明会、マッチングイベント、宿泊業の魅力発信等により、新規採用や女性・高齢者・就職氷河期世代等の中途採用の促進等を図っている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における政府目標である訪日外国人旅行者数（2030年に6,000万人）等の宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光事業を地方創生につなげていくためには、3大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるところ、今後全国的な宿泊需要の増大に対応していくためには、宿泊分野において、令和10年度には60万9,000人の就業者が必要であると見込まれる。

他方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率（令和4年度）は全国で4.69倍と高く、また、「宿泊業, 飲食サービス業」の欠員率（令和4年6月末日現在）は全国で3.8%となっており、宿泊分野では、現時点で既に2万人程度の人手不足が生じているものと推計されるところ、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、令和10年度には全国で7万4,000人程度の人手不足が生じると見込まれる。

以上のような宿泊分野の深刻化する人手不足状況に対応するためには、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務に従事する外国人を受け入れることにより、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくことが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

宿泊分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で2万3,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、宿泊分野において、令和10年度には7万4,000人程度の人手不足が見込まれる中、マルチタスク化の推進等による4%程度の生産性向上（5年間で2万4,000人程度）や、賃上げや労働時間などの労働環境の改善等による追加的な国内人材の確保（5年間で2万7,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大2万3,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

宿泊分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、宿泊分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「宿泊分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

(ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「宿泊分野特定技能 2 号評価試験」

イ 実務経験

宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要件とする。

4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務は、上記 3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 宿泊分野においては、特定技能外国人が従事する業務内容を踏まえ、旅館・ホテル営業の形態とするとともに、以下の条件を満たすものとする。

- (ア) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する「施設」に該当しないこと。
- (ウ) 特定技能外国人に対して風俗営業法第 2 条第 3 項に規定する「接待」を行わせないこと。

イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「宿泊分野特定技能協議会」（以

下「協議会」という。)の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地域における人手不足の状況について、協議会等の場を活用して、地域別の有効求人倍率及び欠員率や業界団体を通じた調査等により定期的な把握を行うとともに、関係省庁や宿泊業界と連携して、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、各地域の宿泊施設による生活支援の充実を促すことや、地域の宿泊施設から送出国に対し、地域の魅力や受入れ環境についての情報発信を促すことを含め、必要な措置を講じることにより、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
宿泊業技能測定試験	宿泊分野特定技能1号評価試験